

第2回審議会における意見・提案と検討結果

資料1

区分	審議会の意見・提案	検討結果
背景と課題	「5 安全・安心な社会の確保」の3段落目の主語を明確にすべきではないか。	『このように、大規模災害や広域に影響を与える家畜伝染病といった本市だけで対応することが困難な課題を解決するためには、周辺自治体等との速やかな連携と協力が重要であり、通常時からの相互交流が必要となります。』に修正します。
背景と課題	「6 地方分権の推進」の2段落目と3段落目の表現をスピード感を持った文面への修正すべきではないか。	この項目は「社会的背景と課題」を認識する部分ですので、3段落目について次のように修正します。 『本市は県都及び中核市として、～ 地方分権の推進にさらに積極的に取り組んでいく必要があります。』
背景と課題	世界的な人口増加を背景として、若い人たちが国外に目を向けた活動を促すなどの記述ができないか。	「3 グローバリゼーションの加速」の4段落目で、ご指摘に関する記述をしているところです。
1-1-1	基本的な考え方に「新しい公共」を明記できないか。	3段落目と4段落目の間に次の文章を挿入します。 『また、これまでの公共サービスの概念（行政が管理的に提供する立場、市民は供給される立場）の垣根を取り払い、市民も公共サービスの提供者となる「新しい公共」の実践が期待されています。』
1-1-1	施策1「地域自治区などを中心としたまちづくりの促進」を「住民を主体としたまちづくりの促進」に修正すべきではないか。	施策の名称を次のように修正します。 施策1「地域自治区などを中心とした住民主体のまちづくりの促進」
1-2-1	基本的な考え方に「民間活力の導入」を明記できないか。	「民間活力の導入」は市民目線の視点から生み出される取り組みと捉え、5段落目を次のように修正します。 『～ 適正な施設配置や長寿命化の推進などに市民目線で取り組むことにより、最適な公共施設サービスの提供を図ります。』
1-2-3	成果指標2の目標値を再検討すべきではないか。	実現可能性を考慮して、40%（平成18年度）の1.5倍である60%を設定しました。 平成23年度市民意識調査では、「満足している」+「やや満足している」の割合が50%を超えるものは、全110項目のうち6項目しかありません。しかも、最大値は65.2%です。 このような中で、委員ご指摘のような数値を設定することは現実的ではないと考えま

区分	審議会の意見・提案	検討結果
2-2-2	中心市街地の機能として「防災」を追加できないか。	<p>防災拠点としての機能強化など、庁舎の機能充実については、個別目標1-2-3に明記しています。また、防災の機能は、中心市街地を含む市内全域に係る課題であり個別目標3-3-3で整理すべきと考えています。</p> <p>そのため、個別目標2-2-2については、「中心市街地の活性化」に視点をおいて整理します。</p>
全般	成果指標に市民意識調査の結果を併記してはどうか。	<p>この件は全ての基本目標に関連するため、今後の市民意識調査のあり方の検討の中で再考します。</p>

審議会委員からの意見・質問と検討結果（メール、FAXによるもの）

区分	意見・質問	検討結果
1-1	基本目標1は共通目標という位置付けになっているが、特に重点目標1-1は地域コミュニティに特化された内容になっているのではないか。	市の施策においては、行政と市民や地域が協働で取り組むことが必要なものが多くあります。特に重点目標1-1はその基礎となる目標であるため、市民参画や市民活動を取り上げた内容になっていますが、具体的な取り組みについては例えば環境や教育などそれぞれの個別目標の中で明記しています。
1-2-1	基本的な考え方に記載されている「長寿命化」とはどのような意味ですか。	公共施設の長寿命化とは、安全性や利便性を確保しながら、的確な保全工事により建物の品質を維持し、改修や建替えの周期をできるだけ長期化することです。
1-2-1	「市民としてできること」に記載されている「公共サービスの新しい担い手」とはどのような意味ですか。	公共サービスの提供者が行政だけでなく、例えばNPOや事業者、市民などと行政が協働でサービスを担う「新しい公共」について述べています。
1-2-2 1-2-3	個別目標1-2-2の主要施策1及び個別目標1-2-3の基本的な考え方に「把握します」と明記しているが、「把握」だけで良いのか。	それぞれ把握した情報を次の施策に生かすような内容に修正を検討します。
1-2-3	基本的な考え方に「ワンストップサービスの提供」とあるが、具体的にはどのような取り組みが考えられるのか。	例えば、市民の利便性を高めるため窓口機能を集約するなど、施策3「庁舎機能の充実」にあわせての取り組みが考えられます。
2-3-4	情報格差解消を図るためにケーブルテレビのエリア拡大が明記されているが、プロバイダーは利用者が選択するものであり、エリア拡大と分けて考えるべきではないか。	「高度情報通信を利用して、情報サービスを享受している」という個別目標に対する1つの施策が情報格差解消の推進と考えています。具体的にはケーブルテレビのエリア拡大により、テレビ放送の多チャンネル化やインターネットの高速化が可能となり、市民が情報サービスを享受しやすい環境づくりを進めるものです。 ケーブルエリア拡大とプロバイダーの選択は当然分けて考えるべきではありますが、ケーブルエリア拡大は、結果としてプロバイダーの選択肢を増やすものでもあります。
2-3-4	基本的な考え方における新市建設計画及び新市基本計画の記述について、体系として適合していないのではないか。	新市建設計画と新市基本計画は、宮崎市と旧4町との合併後における、新市の目標やまちづくりの基本指針を定めるとともに、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、具体的な施策や事業を盛り込んだものです。 総合計画は本市の最上位計画ですが、これら2つの新市計画とも整合性を持って実行されるべきものであり、総合計画に「新市計画に基づき推進を図る」旨の明記があることについては体系的な問題はないと考えています。